

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	みなし道路調査事務事業			事業コード	0792
所属コード	93000	課等名	都市整備部 建築指導課	係名	防災係
課長名	上柿 信	担当者名	武蔵 博行	内線番号	7230
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 (08) 款 (05) 項 (04) 目 みなし道路調査事務（001-03）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	H8 年度
根拠法令等 (H26)	建築基準法第 42 条第 2 項、盛岡市建築行為に係る狭隘道路の後退用地に関する要綱			

(2) 事務事業の概要

建築基準法に基づき「盛岡市建築行為に係る狭あい道路の後退用地の確認等に関する要綱」により、狭あい道路の申請受付・境界確認・後退杭の支給を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

建築基準法では昭和 25 年にあった規定だが、守られていなかったため昭和 60 年代から東京近辺で事業化されるようになり、阪神淡路大震災をひとつのきっかけとして、当市でも平成 8 年から事業化した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

建築行為に伴う施策のため相当の年数を要する。指定道路関係の法改正があり、今後、指定する道路について法律により明文化された。また、指定道路図及び道路調書を整備する場合の規定も定められた。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・ 4 m未満の盛岡市道に接する土地の所有者やその土地に建築行為をする人
- ・ 建築物の建ち並びのある 4 m未満の盛岡市道

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 狭あい道路確認願申請件数	件	63	76	80	70	83
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・リーフレットによる啓発活動
- ・後退杭の支給による杭埋設指導
- ・境界査定及び台帳等整備

以上について、成果指標に基づき行った。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 狭あい道路境界確認件数	件	63	76	80	70	83
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

申請を受けた市道の境界確認をし、道路中心から 2 m 以内にある障害物の撤去により、幅員 4 m の道路を確保する

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 狭あい道路完了確認件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	件	63	76	80	70	83
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0	0

	④ 一般財源	千円	128	128	128	129	129
	⑤ その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0	0
人件費	⑥ 延べ業務時間数	時間	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
計	トータルコスト A+B	千円	6,528	6,528	6,528	6,529	6,529
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

安全で快適な住環境が維持できるので結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である為、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務である為、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定 (要綱) により影響がある為、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法定 (要綱) による為、向上余地がない。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

法定 (要綱) による為、公平・公正である。

(4) 効率性評価

件数分の後退杭と最小限のパンフレット費用である為、削減できない。

確認件数がこのまま推移すれば人件費削減は不可能である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	都市基盤施設の維持・強化	コード	26
	小施策 (推進項目)	良好な住宅地の誘導	コード	26-1

(2) 改革改善の方向性

現行どおり。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

現行どおり。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

建築基準法による道路幅員は，原則 4 メートル以上であるが，法律が施行された際に 4 メートル未満の道も基準法の道路と位置づけられている。狭あい道路の後退用地の確保は，快適な住環境の向上につながることから重要な業務のひとつである。